

ねんきん・ふくし 年金・福祉

1

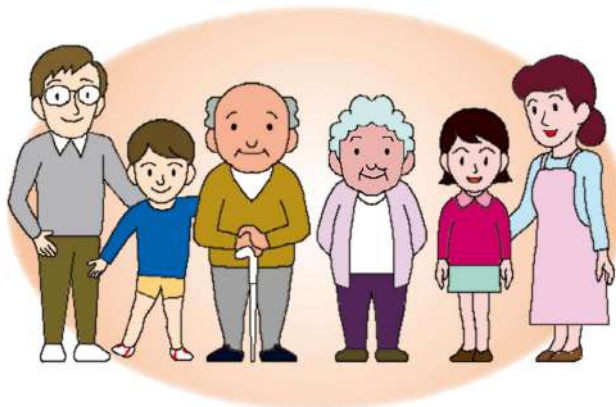
ねんきん 年金

- 年金とは、みんなからお金を集めて、

- ① 年をとった人
- ② 病気やけがで体などに障害が出た人
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったときの家族

を助ける制度です。

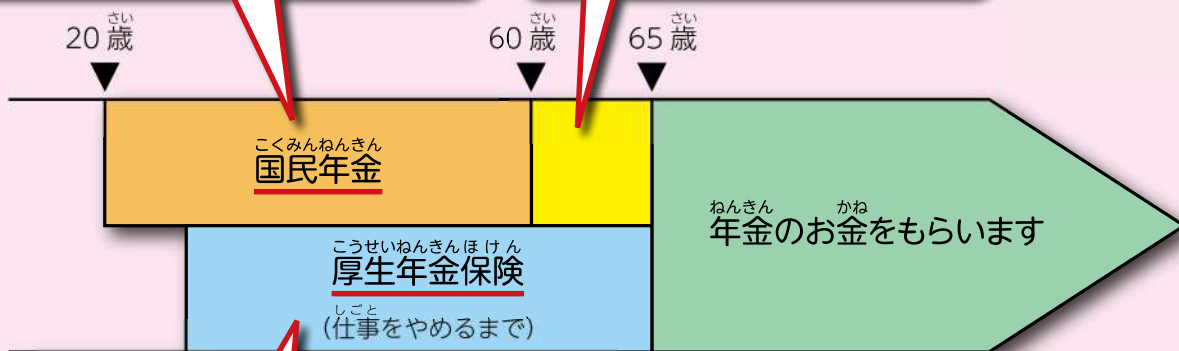
- 年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで体などに障害が出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がお金をもらうこともあります。
- 国の年金は2つあります。国民年金 → P.77 と厚生年金保険 → P.81 です。



【年をとったときにお金をもらう場合のイメージ】

日本に住んでいる20歳から59歳の方は、みんな国民年金に入ります。

年金のお金を払った期間が足りない人などが入ることができます。



会社などで働いている人は厚生年金保険にも入ります。将来もらうお金が多くなります。

年金に入った人は年金手帳をもらいます。

- 手帳には、あなたの年金番号などが書いてあります。
- 年金のお金をもらうときなどに手帳が必要です。
- なくしたときは、**住んでいるまちの役所**（市役所、区役所、町役場、村役場）や年金事務所で、もう一度作ることができます。

1-1 国民年金

日本に住んでいる20歳から59歳の人にはみんな国民年金に入ります。
国民年金は、国の年金です。

国民年金に入る人は？

次の①～③のグループに分けられます。

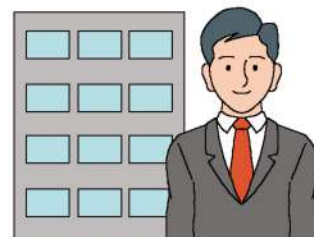
① 『第1号被保険者』の人

- 国民年金だけに入っています
- 会社に入らないで自分の店を持っている人、
学校に通っている人、働いていない人など
- ②と③のグループではない人みんな



② 『第2号被保険者』の人

- 国民年金と厚生年金保険 → P.81 に入っています
- 会社や工場、店などで働いている人
(厚生年金保険に入るかどうかわからない人は会社の人
などに聞いてください)



③ 『第3号被保険者』の人

- 国民年金だけに入っています
- 自分の夫や妻が厚生年金保険に入っている人
(②のグループの人)
- 自分の夫や妻が65歳になる前の人
- 自分の1年の給料などが130万円より少ない人



こくみんねんきん はい かた かね はら かた
国民年金の入り方・お金の払い方は？

1 第1号被保険者 →P.77

- 住んでいるまちの役所やくしょに行き、入るために必要な手続ひつよう てつづきをします。
- いくら払うか書いた手紙てがみが家に来ます。
(2021年4月～2022年3月は、1か月16,610円)
- 銀行ぎんこうや郵便局ゆうびんきょく、コンビニなどで払います。



- 6か月のお金、1年のお金、2年のお金を先に全部払う人は、少し安くなります。
- 生活のお金が足りなくて年金のお金を払うことができない人は、払わなくてもいいこともあります。住んでいるまちの役所、年金事務所ねんきんじむしょなどに相談そうだんしてください。

2 第2号被保険者 →P.77

- 入るために必要な手続ひつよう てつづきは、会社かいしゃなどがします。
- 毎月、会社などが年金のお金を払います。
- 払うお金の半分はあなたの給料きゅうりょう、半分は会社のお金から出します。

3 第3号被保険者 →P.77

- 夫や妻の会社などに連絡れんらくします。
- 自分で年金のお金を払う必要はありません。

国民年金でもらうことができるお金は？

次の①～⑤のお金があります。

もらうことができるかどうか、住んでいるまちの役所、年金事務所などに聞いてください。

① 65歳からもらう『老齢基礎年金』

- 年金のお金を払った期間と払わなくてもよかった期間が、全部で10年以上ある人がもらうことができます。
- もらうお金は、何年お金を払ったかなどで決まります。

② 体などに障害がある人がもらう『障害基礎年金』

- 国民年金に入っていて、病気やけがで体などに障害が出た人がもらいます。
- その病気やけがを初めて医者に見てもらった日が、65歳になる前だった人がもらうことができます。
- もらうお金は、どんな障害があるか、子どもがいるかどうかなどで決まります。

③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう『遺族基礎年金』

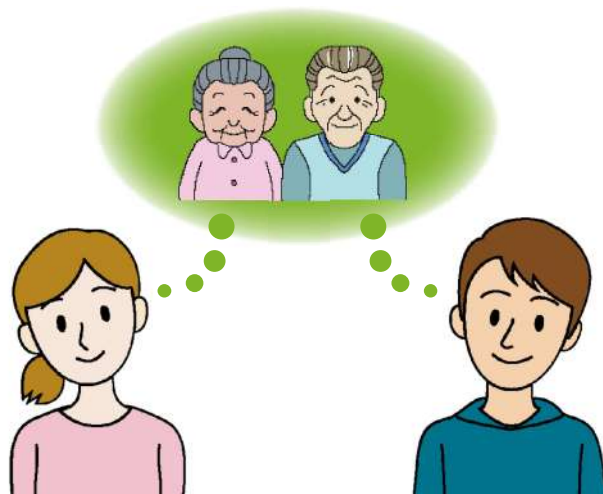
- 亡くなった人の夫か妻か子どもがもらいます。
- 夫か妻は、18歳までの子どもがいる場合か、体などに障害があつて20歳になっていない子どもがいる場合、もらうことができます。
- 亡くなった人が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合にもらうことができます。

4 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう『死亡一時金』

- 亡くなった人が第1号被保険者 →P.77 で年金のお金を36か月以上払った場合、家族がもらうことができます。
- ① 老齢基礎年金や② 障害基礎年金をもらっていない場合にももらうことができます。
- ③ 遺族基礎年金と④ 死亡一時金を両方もらうことはできません。

5 年金に入っていた夫が亡くなったとき、妻がもらう『寡婦年金』

- 夫が亡くなったとき、10年以上結婚が続いていた妻がもらいます。
- 亡くなった夫が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合にもらうことができます。
- 夫が第1号被保険者 →P.77 で、年金のお金を払った期間と払わなくてもよかった期間が、全部で10年以上ある場合にももらうことができます。
- 妻は60歳から65歳までもらうことができます。



1-2 厚生年金保険

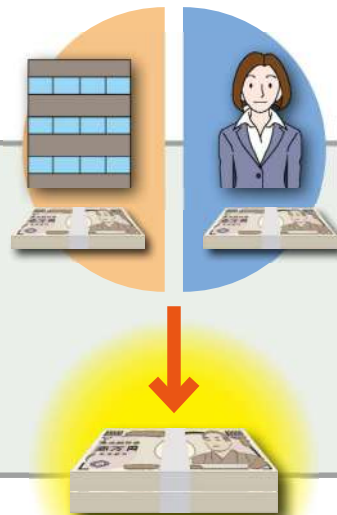
会社や工場、店などで働いている人は厚生年金保険に入ります。厚生年金保険は、国の年金です。

だれが、どうやって入りますか？

- 会社や工場、店などで、決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が入ります。
- 入るときに必要な手続きは、会社などがします。

いくら、どうやって払いますか？

- 払うお金は、毎月の給料などがいくらかで決まります。
- 毎月、会社などが払います。払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。



こうせいねんきんほけん
厚生年金保険でもらうことができるお金は？

つぎ 次の①～③のお金があります。

もらうことができるかどうか、住んでいるまちの役所、年金事務所などに聞いてください。

① とし 年をとったときにもらう 『老齢厚生年金』

- 厚生年金保険に入ったことがあって、年金のお金を払った期間と払わなくてもよかった期間が全部で **10年以上**ある人が **65歳**からもらうことができます。
- 65歳より前からもらうことができる場合もあります。
- もらうお金は、厚生年金保険のお金を何年払ったか、いくら払ったかなどで決まります。



② からだ 体などに障害がある人がもらう 『障害厚生年金』

- 病気やけがで体などに障害が出た人がもらいます。
- もらうお金は、どんな障害があるかなどで決まります。
- 夫や妻がいる人は、もらうお金が多くなります。



③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう『遺族厚生年金』

- 厚生年金保険に入っていたことがある人が亡くなったとき、夫か妻、子どもがもらいます。
- 夫か妻、子どもがもらわない場合には、亡くなった人の父か母、孫、祖父か祖母がもらうこともできます。
- 夫、父、母、祖父、祖母は60歳からもらうことができます。(遺族基礎年金 → P.79 をもらうことができる夫は55歳から)
- 妻は何歳からでももらうことができます。
- 子どもと孫は18歳まで、体などに障害がある子どもと孫は20歳になっていない場合、もらうことができます。
- 亡くなった人が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合、もらうことができます。



1-3 脱退一時金 (日本から離れるときにもらうことができるお金)

日本の年金をやめて、日本を離れ別の国で生活することにした人は、
脱退一時金というお金をもらうことができます。

お金をもらうことができる人は？



次の①～⑦の全部が必要です。

- ① 国籍が日本ではない。
- ② 国民年金や厚生年金保険のお金を6か月以上払った。
- ③ 日本の年金に入っていた期間（お金を払った期間）が9年11か月以内。
- ④ 引っ越すときの紙転出届 → P.20 を住んでいるまちの役所に
出して、日本に住所がなくなった。
- ⑤ 自分や会社などが国民年金や厚生年金保険をやめるための
手続きをすでにした。
- ⑥ 障害基礎年金 → P.79 や障害厚生年金 → P.82 のお金をもらった
ことがない。
- ⑦ 日本の住所がなくなってから2年以内。

脱退一時金をもらった人は、日本にいた間に払った国民年金や厚生年金
保険の記録が全部なくなりますから、年をとったとき日本の年金のお金を
もらうことはできません。脱退一時金をもらうかどうかよく考えてください。

どうやって申し込めますか？

- 日本の住所がなくなってから **2年以内**に、申し込みの紙『脱退一時金請求書』を 日本年金機構に送ります。

申し込みの紙、紙を送る住所、このお金についての説明は↓にあります。

日本年金機構 Japan Pension Service

【日本語】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html>



【英語】

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>

